

## 奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、起業し市内で事業拡大する者を支援するためのクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業家支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「クラウドファンディング」とは、市がインターネット等で広く賛同者から対象者を支援するための資金を集める仕組みをいう。

### (対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の活性化や雇用創出に資する事業

### (対象者)

第4条 奨励金の交付対象となる者は、前条の事業を実施する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 募集開始日において、起業の日（個人にあつては開業の日、法人にあつては設立又は支店設置の日）から1年以上10年未満の者であること。
- (2) 市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。
- (3) 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の対象者としな

- (1) 市税等を滞納しているとき。
- (2) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあつては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

### (事業計画書等の提出)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

- (2) 直近1箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
- (3) 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し）
- (4) 誓約書兼同意書(第3号様式)
- (5) 納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(事業の認定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）別表に規定する奈良市起業家支援事業審査委員会（以下「審査会」という。）を開催し、当該審査会の審査結果に基づき、奨励金の交付対象となる認定事業（以下「認定事業」という。）の認定を行うものとする。この場合において、市長は当該認定について必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により認定事業の認定（以下「認定」という。）又は不認定を行ったときは、速やかにその旨（認定に条件を付したときは、その認定の内容及び条件）を奈良市ふるさと起業家支援事業認定（不認定）通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(計画変更の承認)

第7条 認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）が、認定事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は認定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに認定事業変更・中止（廃止）承認申請書（第5号様式）に変更する内容を証する書類を添えて、市長に申請しその承認を受けなければならない。

(資金の募集)

第8条 市長は、認定事業について、期間を定め、クラウドファンディング型ふるさと納税により資金を募集するものとする。

(支給額)

第9条 市長は、前条の規定により集まった資金の全額を認定事業者へ奨励金として交付するものとする。

(交付申請)

第10条 認定事業者が奨励金の交付を申請しようとするときは、ふるさと納税の募集が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に、奨励金交付申請書（第6号様式）により市長に申請するものとする。

(奨励金の交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、奨励金の交付又は不交付の決定を行い、奨励金交付決定通知書（第7号様式）又は奨励金不交付決定通知書（第8号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第12条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。ただし、奨励金の交付総額が当初予算額を超えた場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第13条 認定事業者は、認定事業が完了したとき、又は奨励金の交付を受けた日から起算して1年のいずれか早い日に市長に認定事業の状況報告を行うものとする。

(認定事業者の義務)

第14条 奨励金の交付を受けた認定事業者は、認定に係るクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を提供した者（以下、「資金提供者」という。）に対して、自社製品（商品）の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告、その他認定事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行うものとする。

2 認定事業者は、第7条の規定により認定事業を変更（軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止した場合には、市長及び資金提供者に対し、当該変更等の経緯及び理由並びに認定事業のうち既に実施された部分に係る事業報告を付し、その報告を行わなければならない。

3 認定事業者は、資金提供者との間に紛争が生じた場合は、認定事業者の責により解決するものとする。

(認定の取消し)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則及びこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 交付金を他の用途に転用したとき。
- (5) その他市長が不適當であると認めるとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、既に奨励金が交付されているときは、認定事業者に対し、奨励金交付決定取消・返還通知書（第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定により、市長が認定事業者の認定を取り消したとき。

(2) 認定事業者が第13条の規定による状況報告を行わないとき。

(3) 第14条第2項に規定する変更又は中止若しくは廃止の報告を行わないとき。

(秘密の保持等)

第17条 認定事業者及び認定事業者の従事者（従事していた者を含む。）は、事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 認定事業者は、事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針に基づく個人情報取扱特記事項等の個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書

奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金に係る事業認定を受けたいので、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第5条の規定により、申請します。

事業名	
申請動機	
寄附目標額	円
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

## 第2号様式（第5条関係）

## 事業計画書

## 1 申請人の概要

フリガナ	
法人名・屋号	
フリガナ	
代表者氏名	
所在地（事業実施地）	〒 -
TEL	
E-mail	
直近の職歴	年 月 日
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 法人
開業・設立日	年 月 日
資本金・出資金 （法人の場合）	円
従業員数	名
業種	
許認可・免許等 （必要な場合のみ）	許認可・免許等名称： 取得見込み時期：
主な取引先（予定）	

## 2 実施する事業の内容

<p>事業目的</p>	
<p>事業内容 (継続性・社会性・地域性など)</p>	
<p>事業実施による効果 (地域課題の解決・地域経済活性化・雇用創出に対する貢献等)</p>	
<p>事業実施体制</p>	
<p>寄附金が目標金額に到達しなかった場合の不足資金の調達方法</p>	<p>1. 自己資金 2. 金融機関からの借入 3. その他 ( )</p>
<p>寄附者への事業報告 (予定)</p>	<p>回数：年間 回 方法：電子媒体・紙媒体・その他 ( )</p>
<p>事業の広報・PRの工夫 (寄附金募集のための工夫)</p>	

### 3 事業詳細

現状と課題	
課題解決に向けた取組	
地域資源の活用方法	
その他事業に対する想い、意気込み	

### 4 寄附者に向けた取り組み内容

継続して事業に関心を持ってもらうための取組（試供品送付、事業所見学等）	
-------------------------------------	--

返礼品（返礼品を行う場合に限る。）

寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等



5 事業実施上の問題点・リスク及び対策

--

6 事業実施年間スケジュール

月	
月	
月	
月	
月	
月	
備考欄	

※記入欄が足りない場合等は備考欄にその旨記載のうえ、別紙添付のこと。

7 収支計画書

収入

(単位：千円)

項目	予算額	備考
奨励金		
自己資金		
借入金		
合計		

支出

(単位：千円)

項目	予算額	内訳の概要
合計		

第3号様式（第5条関係）

（宛先）奈良市長

## 誓約書兼同意書

私は、奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定の申請を行うにあたり、提出書類に偽りはなく、適用される全ての法令を現在、遵守しているとともに、今後も遵守すること、及び奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第16条の規定により返還を命ぜられた場合は、奨励金を返還することを誓約します。また、審査のため提出書類に係る内容を調査されること、並びに奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第4条第2項第2号に該当するか否か確認するため、奈良県警察本部及び奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

第4号様式（第6条関係）

奈良市ふるさと起業家支援事業認定（不認定）通知書

第 号

（申請者）

様

年 月 日付け 奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書に基づき選考した結果、下記の結果となりましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

記

結 果	認 定 ・ 不 認 定
理 由	
条 件	

第5号様式（第7条関係）

認定事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業等の変更 の内容	
変更又は中止 (廃止)の理由	
変更又は中止 (廃止)の年月日	年 月 日 (予定)
添付書類	

第6号様式（第10条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付けで認定の通知のあった奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金について、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請金額	
--------	--

第7号様式（第11条関係）

交 付 決 定 通 知 書

第 号

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金の交付については、次のとおり決定したので奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第11条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

交 付 決 定 金 額	
交 付 条 件	

第8号様式（第11条関係）

不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金について、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第11条の規定により、奨励金の不交付を決定します。



第9号様式（第16条関係）

奨励金交付決定取消・返還通知書

第 号

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	